（中小企業信用保険法第2条第5項）

セーフティネット保証に関する認定　5号

杉並区では、全国的に業況の悪化している業種に属することにより経営の安定に支障が生じている中小企業者に対し、以下の条件で中小企業信用保険法第２条第５項第５号に基づく認定を実施しています。認定により、信用保証協会の別枠保証等特例措置が適用されます。

◆認定の対象となる方　※詳細はＨＰをご確認下さい。

１　杉並区内の中小企業者であること
- 法人の場合：杉並区内に本店登記があること（原則として区内に事業所があること）
- 個人の場合：杉並区内に事業所があること

２　次の事由に該当すること
経済産業大臣の指定を受けた業種を行う中小企業者で、原則として最近３ヶ月間の売上高等が前年同月に比して５%以上減少していること。

◆認定申請に必要な書類

□	１　**認定申請書、添付書類**	提出
□	２　**上記「１」で記載した売上高等が確認できる資料** 月別試算表／月別合計残高試算表／月別損益計算書等 ※名称は問いませんが、客観的に乏しい資料（月別売上高のみを記載したものや社名がないなど、申請者の管理資料であることが確認できないものなど）では認定できませんのでご注意ください。 ※複数の事業を営んでいる場合は、事業分野別の売上高が確認できる資料が必要です。 事業分野別とは日本標準産業分類（平成 25 年 10 月改訂）の細分類区分に基づくものです。	提出
□	３　**最新の確定申告書（控）と決算書のコピー** ＜法人＞ア 確定申告書（１）別表一（確定申告書の１ページ目） ※税務署受付印のあるもの。電子申告の場合は「メール詳細」を添付 イ 決算書　（１）貸借対照表（２）損益計算書（３）株主資本等変動計算書 （４）製造原価明細表（５）販売費一般管理費明細表 ＜個人＞ア 確定申告書（１）第一表（確定申告書の１ページ目） ※税務署受付印のあるもの。電子申告の場合は「メール詳細」を添付 イ 決算書　青色申告の方→　青色申告決算書の損益計算書（１ページ目）と貸借対照表（４ページ目） 白色申告の方→　収支内訳書（１，２ページ目）	提出
□	４　**履歴事項全部証明書のコピー**（３ヶ月以内に発行されたもの） ※個人事業者は事業所の所在地が確認できる書類（確定申告書の写しで事業所の所在地が確認できれば不要）	提出
□	５　**許認可・登録・届出の必要な業種にあっては、そのコピー・受理証明書**など	提出
□	６　**法人実印（個人事業者は事業主実印）と印鑑証明書**（３ヶ月以内に発行されたもの） ※申請書の押印を省略することもできます。その場合は実印と印鑑証明書は不要です。	提示

●申請書類は産業振興センター就労･経営支援係の窓口にあります。杉並区のホームページからもダウンロードできます。

【認定窓口・問合せ先】杉並区産業振興センター就労・経営支援係　TEL　５３４７－９１８２
〒167-0043　杉並区上荻１－２－１　Ｄａｉｗａ荻窪タワー２階